



第 2 回原子力委員会
資料第 2-1 号

通商産業省

平成09・08・20資第1号

平成9年12月17日

原子力委員会委員長 殿

通 商 産 業 大 臣



九州電力株式会社川内原子力発電所の原子炉の設置変更（1号及び2号原子炉施設の変更）について（諮問）

九州電力株式会社代表取締役社長 鎌田 池良 から平成9年8月20日付け議文第108号（平成9年11月20日付け議文第150号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準に適合していると認められるので法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請に係る変更は、1号及び2号炉の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力を変更するものである。

これによって原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請に係る変更は、1号及び2号炉の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力を変更するものである。

これが、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る変更は、1号及び2号炉の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力を変更するものである。

本工事に必要とされる資金は、自己資金及び一般借入金により調達する計画であり、申請者にはその経理的基礎があるものと認められる。

お 知 ら せ

平成10年1月13日

原子力調査室

第2回原子力委員会定例会議における配付資料のうち、
以下のものについては省略します。

資料第2-1号 「九州電力株式会社川内原子力発電所の原子炉の設置変更
（1号及び2号原子炉施設の変更）について（略図）」中の
別添申請書

〈縮小版〉

川内原子力発電所
原子炉設置変更許可申請書
(1号及び2号原子炉施設の変更)

本文及び添付書類

平成9年8月
(平成9年11月一部補正)

九州電力株式会社